

防犯・防災計画

<危険を未然に防ぐリスクマネジメント>

学校におけるリスクマネジメントとは、校内で起こりうる危険を予測して未然に防いだり、被害を最小限に抑えるために環境整備や体制整備を整えたりすることです。

たとえば、学校で行うリスクマネジメントには施設の安全点検や避難訓練、教職員研修、安全教育などが含まれます。

これまでも災害時に活用できる緊急連絡カードの作成や、学校の「消防計画」「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル」等に沿って安全管理に努めてきました。今後もいかなる災害時においても対応できる児童への安全指導および地域・保護者との連携に努めます。

<今年度の重点課題>

- ① いつ、どこで、いかなる災害においても対応できる児童への安全指導
- ② 学校の安全確保・安全管理の日が制定された意義を日々鑑み、不審者対応の避難訓練等、内容を充実して実施する。
- ③ 毎月20日に安全点検を実施し、遊具等の安全管理・防犯点検に努める。
- ④ 関係機関や地域・保護者とも連携をしながら、「不審者進入防止・侵入時の危機管理マニュアル」の見直し・充実を図っていく。
- ⑤ 地域保護者への情報提供等を適切に行う。

<避難訓練・安全指導について>

(1) 対象災害等種別 火災、地震、風水害、不審者の侵入、引き取り

(2) 訓練計画

1学期・・・ 5月：地震・引き取り、不審者 6月：風水害、不審者

2学期・・・ 9月：地震（880万人訓練に併せて） 10月：不審者

3学期・・・ 1月：火災

(3) 基本的な避難経路 ※別掲

(4) 基本的な避難順序

- ① 通報と同時に学習・作業・遊び等をやめ、静かに指示を聞く。
- ② 児童数の確認。
- ③ 出入り口の確認と確保。
- ④ 廊下に出て二列に整列。
- ⑤ 避難。（担任は出欠記録表や教務必携などの当日の出欠状況が分かるものを携帯）
- ⑥ 運動場に整列。
- ⑦ 学校長または教頭に避難完了を報告（学年ごとに児童数の報告）

(5) 避難の際の心得

- 避難中は必要のないことはしゃべらない。
- あわてないで落ち着いて行動し、校舎内では絶対に走らない。
- 指示があるとき以外は、何も持たず、靴もそのまま避難する。
- 出入り口や階段では特に、前の人を押ししたりしない。
- 避難の途中に教室に戻ったり、落とし物を拾ったりしない。
- 避難場所に着いたら、静かに素早く整列し人数確認をする。

<火災についての防災計画>

(1) 平常防災計画

- 防災器具点検（学期1回）・・・ 事務職員、担任外（教務、教科）
- 各教室廊下の防火用水の準備・・・ 各担任及び特別教室担当者
- 保健室・・・ 養護教諭
- 校長室・職員室・・・ 教頭
- 校務員・・・ 校務員
- 調理場・・・ 調理員

(2) 自衛消防組織表

自衛消防隊長 校長	副隊長 教頭	通報係		
		通報連絡班	諸連絡係 首席 *学年・校内連絡	
		避難誘導班	誘導係	各学級担任 *運動場まで避難
			救助隊	担任外: *火災発生場所を確認し誘導
			児童管理係	
		消火班	消火器係	
			消火栓係	
		渉外班		
		消防隊誘導班		
		警戒班		
		救護班		
		搬出班		
		夜間防火担当責任者	(17:15~21:30)	

(3) 避難方法

<火災非難について>

- ①火災が発生した場合、火災報知器等により発生場所を確認し、放送機器等を通じて通報する。
- ②校長(教頭)は出火場所を考えて、経路、避難場所の変更等を指示する。
- ③担任、当該担当教員は指示のあった避難経路で児童を誘導し点呼する。
- ④担任以外の教職員、人員点呼のすんだ担任は直ちに上記(2)の配備につく。
- ⑤避難中の児童は、校長指示の帰宅の措置が出るまで帰宅させてはならない。

<地震避難の留意点>

- ①机の下に身体を入れて震度の弱まるのを待つ。
- ②地震と感じたとき、すぐに避難口を開ける。
- ③ストーブ等の火の始末をきちんとする。
- ④避難の際は、教科書、ランドセル等適当な物を頭におき、落下物に注意する。

<風水害避難について>

- 台風等が接近し、大阪府全域または、東部大阪に暴風警報、暴風雪警報あるいは洪水警報が出た場合は、学校長の指示により登校中止あるいは下校の措置をとる。
- 下校の必要がある場合は、児童を地区別に集合させ、各地区担当教員の指示により下校させる。

<不審者の侵入への対応について>

- 児童の安全を第一に考え、危機管理マニュアル(別掲)に従って対応する。
- 備考:必要に応じてPTAの生活指導委員、地域団体、関係機関と連携をとる。